情報セキュリティ対策について（INFORMATION SECURITY POLICY）

オリンポス債権回収株式会社（以下、「当社」といいます。）は、当社の保有情報（債務者等の個人情報がこれに該当しますが、これに限らず業務上管理すべき電子的な情報全てを指します。）に対して安全性を確保するための管理（以下、情報セキュリティといいます。）を行うため、本対策を策定し、実践することを宣言します。

１．社内体制の整備

重要機器（サーバー・PC 等の情報が保存される機器及びネットワークの要になる機器及びソフトウェア）の設置は防犯・防災・非常時対応の観点から十分な安全対策を実施し、設置・移動・廃棄を記録して複数の部署が牽制できる体制とします。

システム環境（重要機器の設置と配線の状況及びネットワークの状況）についてはこれを可視化（文書・図等）し、常に最新の状態が把握できるようにします。また、正確性・網羅性を担保するために内部監査の対象とし、必要に応じて外部の有識者を利用して点検を行います。

２．セキュリティ対策の実施

重要機器及び関連するネットワークには、外部からのアクセスを制限します。不正アクセスやウィルス等の脅威にはネットワークの出入口で侵入を予防する対策を行い、仮に侵入を許した場合も被害を最小限に抑制する対策を行います。

また、当社社員がデータを外部へ持ち出すことを抑制するための対策として、情報へのアクセス制限、電子媒体の持ち込み・接続の規制等を実施します。

３．従業員の教育

情報セキュリティに関する教育を、全社員（派遣・アルバイトを含む）に対して継続的に行います。

４．継続的改善

システム環境について定期的にリスクの洗い出しと評価を行い、必要に応じて対策を取ります。更に、本対策の趣旨に沿った情報セキュリティ体制の構築・運用がなされているのかを、内部監査によって定期的に確認し、内部監査の結果をふまえて継続的に情報セキュリティ体制を改善していきます。

５．違反及び事故への対応

保有情報の消失・毀損を予防するための対策として、保有情報を把握・管理できる環境を整備するとともに、適切なタイミングでバックアップを行います。

緊急時（災害等でシステムがダウンした場合・当社のネットワークに侵入された場合・大量の保有情報が毀損した場合等、またはそれらの発生が予測される場合を指します。）の対応について予め取決めを行い、迅速に対応できる体制を構築します。

制定日：2025 年 9 月 5 日

オリンポス債権回収株式会社

代表取締役　小川　英宏